

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（総括）)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	2,610	2,810	△ 200	△ 7.1
(2) 産業投資	1,600	800	800	100.0
うち 出 資	1,600	800	800	100.0
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	11,400	8,825	2,575	29.2
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	11,000	8,425	2,575	30.6
うち 外貨借入金	400	400	-	0.0
合 計	15,610	12,435	3,175	25.5

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高（見込）	令和2年度末 残高（見込）	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	23,832	23,140	692	3.0
(2) 産業投資	19,538	17,938	1,600	8.9
うち 出 資	19,538	17,938	1,600	8.9
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	51,905	44,355	7,550	17.0
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	51,105	43,955	7,150	16.3
うち 外貨借入金	800	400	400	100.0
合 計	95,275	85,433	9,842	11.5

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		27,000	24,000	3,000
(内訳)	輸出	3,080	3,080	-
	プラント	2,780	2,780	-
	船舶	300	300	-
	輸入・投資	17,000	19,000	△ 2,000
	資源開発	4,200	5,200	△ 1,000
	一般投資	12,800	13,800	△ 1,000
	事業開発等	5,870	870	5,000
	出資	1,050	1,050	-

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		27,000	24,000	3,000
(財源)	財政投融资	15,610	12,435	3,175
	財政融資	2,610	2,810	△ 200
	産業投資	1,600	800	800
	政府保証	11,400	8,825	2,575
	自己資金等	11,390	11,565	△ 175
	政府保証（5年未満）	6,325	10,600	△ 4,275
	財投機関債	200	200	-
	貸付回収金	14,052	18,706	△ 4,654
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	-
	財投借入金償還	△ 1,918	△ 346	△ 1,572
	社債償還金	△ 4,950	△ 8,695	3,745
	外国為替資金借入金償還	△ 5,523	△ 9,722	4,199
	その他	3,204	822	2,382

## 令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

### 1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	2,000	2,200	△ 200	△ 9.1
(2) 産業投資	1,500	700	800	114.3
うち 出 資	1,500	700	800	114.3
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	11,200	8,625	2,575	29.9
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	11,000	8,425	2,575	30.6
うち 外貨借入金	200	200	-	0.0
合 計	14,700	11,525	3,175	27.5

### 2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高 (見込)	令和2年度末 残高 (見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	22,612	22,530	82	0.4
(2) 産業投資	17,905	16,405	1,500	9.1
うち 出 資	17,905	16,405	1,500	9.1
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	51,505	44,155	7,350	16.6
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	51,105	43,955	7,150	16.3
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	92,022	83,090	8,932	10.7

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		26,000	23,000	3,000
(内訳)	輸出	2,700	2,700	-
	プラント	2,400	2,400	-
	船舶	300	300	-
	輸入・投資	16,450	18,450	△ 2,000
	資源開発	4,150	5,150	△ 1,000
	一般投資	12,300	13,300	△ 1,000
	事業開発等	5,850	850	5,000
	出資	1,000	1,000	-

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		26,000	23,000	3,000
(財源)	財政投融资	14,700	11,525	3,175
	財政融資	2,000	2,200	△ 200
	産業投資	1,500	700	800
	政府保証	11,200	8,625	2,575
	自己資金等	11,300	11,475	△ 175
	政府保証（5年未満）	6,325	10,600	△ 4,275
	財投機関債	200	200	-
	貸付回収金	14,040	18,706	△ 4,665
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	-
	財投借入金償還	△ 1,918	△ 346	△ 1,572
	社債償還金	△ 4,950	△ 8,695	3,745
	外国為替資金借入金償還	△ 5,523	△ 9,722	4,199
その他	3,125	732	2,393	

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(1) 株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

(2) 具体的には、安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援に際し、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。特に政治的・経済的リスクのある出融資等を行うに際しては、公的機関としてのステータスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間では担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、当行業務は、民間資金動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。さらに、対象プロジェクトの完工後等にリスクテイクのニーズがある地銀等の民間金融機関に当行保有債権等の流動化を行うことを通じて、当該民間金融機関の融資機会の創出に取り組んでいる。

### <対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

- (1) 対象事業を重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものに限定している。
- (2) 2020年1月、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）」に基づき、日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援のため、当行に成長投資ファシリティを創設。2020年4月には、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業支援のため、同ファシリティに新型コロナ危機対応緊急ウインドウを追加。新型コロナ危機対応緊急ウインドウを含め、成長投資ファシリティの下での支援は民間金融機関との協調融資を原則としており、民業補完の徹底に努めている。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和元年度の当行一般業務勘定における財政投融資は11,912億円（うち財政融資資金2,000億円）を予定していたが、対象プロジェクトの進捗の遅延に伴う出融資の減少等により、運用残を5,967億円計上した。

令和3年度の事業規模については、我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、M&A支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化といった基本業務に必要な資金需要に加え、(1) 質の高いインフラ輸出拡大や成長投資ファシリティの活用といった「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）・「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）・「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）・「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」（令和2年7月9日閣議決定）・「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」（令和2年7月9日経協インフラ戦略会議決定）・「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）等の政府方針を踏まえた対応、更には(2) 「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和2年7月8日付政令第218号）」等により拡充された新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた金融支援の実施等を勘案しつつ、株式会社国際協力銀行法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の規模として、26,000億円（そのほか保証4,000億円を計画）としている。

令和3年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模を前提とし、約定されている元利受払いに加え、不確定要素の大きい繰上償還についても可能な範囲において織り込む等、自己資金の精査に努めている。具体的には、令和3年度は、令和2年度当初計画比で貸付回収金の減少の他、財融借入金償還等の既往債務の償還の減少等により自己資金等が微減（同175億円減）する一方、事業規模の3,000億円増を見込んでおり、財政投融資で手当てすべき金額が増加することから、必要と見込まれる14,700億円（同3,175億円増）を要求する。このうち、産業投資は、足許の

自己資本比率の維持・向上に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた金融支援を行っていく上で必要なリスクバッファーを確保する観点から、計1,500億円（同800億円増）を要求する。なお、自己資金の一部として、200億円の財投機関債発行を予定している。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	29年度	30年度	令和元年度
運用残額	1,697億円	3,084億円	5,967億円
運用残率	12.4%	29.4%	50.1%

<その他>

#### 5. 上記以外の特記事項

特になし。

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

## 産業投資について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

(事業名：一般業務勘定)

### 1. 産投事業の内容

#### (1) 具体的な事業内容

米国や豪州との連携に代表されるとおり、他国政府機関及び国際機関等とも連携しつつ、前述の我が国政府方針に基づき質の高いインフラ整備に関する案件の形成を行う。加えて、新たな事業分野として第4次産業革命関連分野（AIやIoT技術開発等）を含む、産業・社会の変革につながる革新的技術の創出を念頭に、当該技術を有する海外企業を対象としたM&A案件や当該技術を活用した事業等を支援すべく、当行の出融資保証機能を活用し、リスクマネー供給を強化・推進する。

また、脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギー等の低炭素インフラ案件形成や、脱硫・脱硝装置、水処理装置、廃棄物発電等で優れた環境技術やノウハウを有する日本企業の取り組みを支援する。

更には、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和2年7月8日付政令第218号）」等により拡充された新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた金融支援を実施する。

#### (2) 必要とする金額の考え方

当行が日本政府の方針の下、出融資保証機能を活用して支援を行う場合、エクスポージャーの増大等に対応するためのリスクバッファや出資の原資としての自己資本が必要となるが、利益剰余金の積み上げによる自己資本増強には限界がある。足許の自己資本比率の維持・向上に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた金融支援を行っていく上で必要なリスクバッファを確保する観点から、計1,500億円の産投出資を要求する。

#### (3) 見込まれる収益

JBIC法第13条第1項第1号及び同第2号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっている他、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保される。

#### (4) 民間資金の動員の蓋然性

想定される案件は、いずれも当行の出融資保証機能を活用し、民間資金の動員



や他国公的機関との連携等により、日本企業の海外展開に加え、日本企業による成長分野・イノベーション分野での革新的技術の創出・獲得・活用や、地球環境保全の更なる推進を図ることを目指すもの。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業支援も、民間金融機関との協調融資を前提に支援を行っていく方針。

## 2. リスク管理体制

個別与信決定においては、与信担当部門（営業部門）及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

モニタリング体制については、前述の個別与信管理の一環として、個別案件に対し、半期ごとの資産自己査定や行内信用格付の随時見直しを実施している。また、前述の残高管理の分析をふまえ、発現した場合に当行にとって影響の大きいリスク事象の特定を行い、それらの状況について、統合リスク管理委員会を通じて経営全体に対して定期的に報告・共有している。

## 政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

### 1. 政府保証の考え方

#### (1) 政府保証国内債

該当なし。

#### (2) 政府保証外債

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における「政府保証債に係る4類型の見直し」及び平成29年12月20日の財政投融资分科会補足説明資料1の「今後の運用」を踏まえると、当行は類型iiiに該当し、政府保証外債の発行は、(1) 外貨調達の実現性が認められること、(2) 償還が十分に確実であると見込まれること、(3) 起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること、という3つの審査基準に合致する場合に限って認められる。

(1) について、当行は、我が国企業等が実施する国際的事業展開、海外投資事業等における為替変動リスク回避、我が国企業等の国際プラント商談等における国際競争力確保への支援の観点から、外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべて当該外貨貸付の原資として活用する。また、JBIC法に定める当行業務を効率的に実施していくためには、長期・安定的な外貨資金の貸付は効果的かつ不可欠な手段であり、そのための原資として外貨の調達が不可欠である。(2) について、当行はJBIC法第13条第1項第1号で規定する償還確実性の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等によりこれを確保している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の債権保全措置を講じており、こうした出融資保証の償還確実性の確保を通じて財務の健全性が確保される。(3) については、各市場の個別事情を勘案し、当行債券発行に先立ち同等な信用力を有する他の債券の発行条件等の存在を確認・比較して、遜色のない条件で起債できる環境にあることを確認する。

#### (3) 政府保証外貨借入金

米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されているインフラ事業等に対する現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月公布））により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

## 2. 必要とする金額の考え方

### (1) 政府保証国内債

該当なし。

### (2) 政府保証外債

近年の国際資本市場においては、多くの投資家は投資判断に際して、債券の利回りに加え、①明示的な政府保証の有無など「発行体／保証人の信用力の高さ」、②一般に発行規模が大きく、セカンダリー市場での売買も容易な「流動性の高さ」、及び③起債が継続的に行われる「継続性／発行頻度」を考慮している。

かかる状況下、上記②の流動性の観点を踏まえるに、投資家が投資対象として前向きに検討可能な個別債券の発行額は10～25億米ドル程度と考えられ、複数トランシェでの起債を同時に行い幅広い投資家に訴求したとしても、一度の起債で調達可能な金額は、5年以上の年限において20～30億米ドル程度と見込まれること、時期的制約により発行可能なタイミングが年間最大でも数回程度と見込まれること、及び財政投融资を通じた15,000億円規模の外貨資金需要がある中、上記1. (2) のとおり政府保証外債の特性にも鑑み、11,000億円について5年以上の政府保証外債を要求するもの。

### (3) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

# 財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

## 1. 令和3年度における財投機関債の発行内容

- (1) 令和3年度発行予定額は200億円。
- (2) 発行形態は、原則として普通社債（SB）型。

## 2. 要求の考え方

財投改革の趣旨を踏まえ、投資家、市場関係者との対話を通じて財投機関債の継続的かつ安定的な発行に努めながら、我が国の対外経済政策を担う政策金融機関として様々な政策ニーズへの機動的かつ確実な対処及び安定的かつ円滑な業務運営を期すためには、財投機関債の市場環境等も踏まえつつ、財投機関債と財政投融資とのバランスを考慮した安定的な資金調達が不可欠と認識。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」では、サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築や、質の高いインフラ投資等を通じた環境・地球規模問題への貢献等が掲げられており、当行は、足許における新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえつつ、これに十分応えていくため、2020年1月に創設された成長投資ファシリティ（同年4月に追加された新型コロナ危機対応緊急ウインドウを含む）等を活用し、必要な支援を行っていく方針。これらの支援に必要な原資及び財務基盤を確保する観点から、一般業務勘定として産投出資1,500億円、政府保証外債（5年以上）11,000億円を含む財政投融资を計14,700億円要求している。

### 【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（抄）

#### 第3章 「新たな日常」の実現

##### 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

##### (3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築

感染症の拡大の影響により脆弱性が顕在化したことを踏まえ、生産拠点の集中度が高いもの等について、国内外でサプライチェーンの多元化・強靱化を進める。さらに、価値観を共有する国々との物資の融通のための経済安全保障のルールづくりを進める。道路や港湾など生産性向上等に直結する社会資本の重点的な整備に加え、航空や鉄道などの必要な輸送能力の確保を図るとともに、データ、新技術も活用した物流の効率性・安全性の向上に資する取組を加速する。グローバル・サプライチェーンの強靱化の観点から、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保や、企業間連携を含め海運・造船業などの海事産業の競争力強化に官民を挙げて取り組む。

##### (4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

今回の感染症拡大を機に、我が国として、官民が連携して国内外でSDGs推進の機運を醸成し、国際ルールづくりを主導し、イノベーションや関連投資・事業を強化する。

今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく、人間の安全保障の理念に基づき、具体的な取組を加速する。特に、質の高いインフラ、環境・気候変動・エネルギー、保健といった分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。女性、防災、教育、デジタル化及び水循環といった分野でも、SDGsの取組を進める。

パリ協定に基づく長期戦略に基づき、改定予定の地球温暖化対策計画を踏まえ、環境と成長の好循環を実現するため、水素等の脱炭素化の取組を推進する。特に、「革新的環境イノベーション戦略」に基づき研究開発や投資を促進し、産業革命以来増加を続けてきた二酸化炭素を減少へと転じさせる「ビヨンド・ゼロ」を目指す。グリーンボンドの発行等を含め、ESG投資を推進する。脱炭素化という国際的な責任を果たすため、徹底した省エネルギーの推進と併せ、再生可能エネルギーについて、主力電源化を目指し、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。必要な送配電・電源投資を着実に実施し、コスト効率化や、分散型エネルギーシステムなど真の地産地消にも取り組むよう促す。安全最優先の原発再稼働を進めるとともに実効性ある原子力規制や原子力防災体制の構築を着実に推進する。安全性等に優れた炉の追求など将来に向けた研究開発等を推進する。

#### 「成長戦略フォローアップ」(抄)

##### 6. 個別分野の取組

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

###### i) エネルギー・環境

###### ④ ビジネス主導の国際展開、国際協力

・パリ協定に基づく二国間クレジット制度(JCM)の活用、相手国の制度構築支援等により、脱炭素・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野等の環境インフラの国際展開を推進する。

###### x) 海外の成長市場の取り込み

###### ② 日本企業の国際展開支援

###### ア) インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略(令和2年度改訂版)」(令和2年7月9日経協インフラ戦略会議決定)の重点施策を官民一体で推進するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」等の外交上の取組への対応、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた社会変革の可能性も踏まえながら、今後の中長期的なインフラ海外展開を見据えて、急速に変化するビジネスモデルへの対応力を強化するため、新しい戦略を2020年内に決定する。

###### (「質の高いインフラ」の普及・実践)

- ・開放性、透明性、経済性、債務持続可能性等を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等を通じた質の高い案件の組成、債務管理能力等の構築、ライフサイクルコストの評価指標の普及、ガバナンス面等の透明性及び持続可能性を重視する取組を前進させる。
- ・トップセールスや在外公館の活用等に加え、要人訪日の機会も活用し、相手国の「質の高いインフラ」への理解を促進する。

###### (新しいビジネスモデルにおける競争力と対応力の強化)

- ・デジタル技術等の最先端技術を活用したスマート化の急速な進展を見据えて、スマートシティ等の海外展開を促進し、国内外の実証・調査やSociety 5.0の成果等の活用を通じて、モビリティ、公共安全、エネルギー、環境、防災、医療・ヘルスケアなどの分野で我が国の課題解決力を活用し、ESG投資を呼び込み、SDGs等の達成に貢献する。
- ・デジタル技術活用の基盤となる5Gとそれを支える光海底ケーブル等について、安全・安心に配慮しつつ、国内実用の成果の海外展開に

官民で取り組む。

- ・ PPPについて、相手国の制度・課題の調査と国内の知見活用を通じて、現地における制度構築や発注支援、リスクの軽減、採算性確保に資する事業スキーム、資金支援を積極的に提案し、我が国企業の参入促進を図る。
- ・ 分野別タスクフォースを含む関係省庁・機関・企業間の連携強化により、分野横断的的案件等の形成推進や提案力強化を図る。
- ・ 我が国企業と現地パートナーとの連携と円滑な共同事業運営を促進するため、公的金融、官民ファンド、オープン・イノベーション促進税制等の活用によるM&Aのほか、人材育成を強化する。また、スタートアップ企業を含めたビジネス参入機会の拡大を図るため、独立行政法人等の活用や、パートナー国の公的機関や国際開発金融機関との連携を推進する。
- ・ 民間資金の一層の動員の観点から、迅速な支援決定やリスクテイクの更なる柔軟化、透明性と予見可能性をもった迅速な審査プロセスの確立に向けた運用の見直し・改善、支援対象の充実及び組織体制強化等、公的金融や官民ファンドの支援の見直しを行う。また、現地のニーズに応えた案件の形成や継続的関与を推進するため、技術移転や人材育成とのパッケージ化に取り組む。
- ・ 相手国における法制度・規制の整備や、防災やデジタル技術等、我が国が優位な分野や将来性ある分野の国際標準の普及等を戦略的に推進する。

(※) 「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」では、上記の「成長戦略フォローアップ」に記載された項目に係る実行計画を記載。

## 財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

### 1. 政策的必要性

- （１）JBIC法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。
- （２）対外的な公共政策機能の遂行に関しては、①民間金融機関では対応困難な政治的・経済的リスクのある出融資等を行う際に、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施していく必要がある場合があること、②アジア通貨危機及びリーマン・ショック、更には新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延に端を発した国際金融危機のように緊急的に、大量かつ長期の資金供給を迅速かつ機動的に実行する必要がある場合があること等から、公的関与が必要不可欠である。また、当行は安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援において、公的機関としてのステイタスを背景とし、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度等の変更リスク、プロジェクトの接收等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果し得ない役割を担うことが求められている。
- （３）なお、諸外国においても、政府の関与の下、類似の事業が行われている。

### 2. 民業補完性

当行は、日本政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、これまで培ったネットワーク及び知見を活かし、国際機関や国内外の金融機関とも連携しつつ、海外に特化した事業展開を行っている。

また、JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行の業務は政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。

さらに、当行業務は、民間資金の動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。

2020年4月に成長投資ファシリティに追加された新型コロナ危機対応緊急ウィンドウにおいても、これらの民業補完の徹底に向けた取り組みを継続している。



### 3. 有効性

効果的かつ効率的に業務を行うことができるよう中期経営計画及び中期経営計画に基づく事業運営計画を定め、その達成状況について、社外取締役及び外部委員により構成される経営諮問・評価委員会による評価を受けることによって、中期目標と年度目標の評価を行う体制を整備している。

### 4. その他

営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等により、償還確実性を確保するとともに、貸付等の実施後も、不断のリスク管理に基づき所要の債権保全措置を講じている。

## 元年度決算に対する評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

### 1. 決算についての総合的な評価

#### (1) 概況

令和元年度の当期純利益は、1,169億円となった。国庫納付については、JBIC法第31条及びJBIC法施行令第6条等に基づき、585億円を納付済。

#### (2) 残高状況

- ① 令和元年度末の貸出金残高は、外貨貸付金の減少等により、前年度末比4,566億円減の131,146億円となった。
- ② 令和元年度末の財政融資資金借入金残高は、新規借入額437億円に対し、償還額190億円となり、前年度末比247億円増の20,676億円となった。外国為替資金借入金残高は、新規借入額4,230億円に対し、償還額11,285億円となり、前年度末比8,129億円減の47,189億円となった。
- ③ 令和元年度末の社債残高は、新規発行額8,474億円に対し、償還額4,555億円となり、前年度末比3,032億円増の48,866億円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

令和元年度末の資産の部残高は、貸出金の減少等により、前年度末3,530億円減の170,376億円となった。また、負債の部残高は、外国為替資金借入金の減少等により、前年度末比7,402億円減の142,217億円となった。純資産の部残高は、前年度末比3,872億円増の28,160億円となった。

#### (2) 費用・収益の状況

令和元年度の損益状況については、4,817億円の経常収益、3,648億円の経常費用等を計上した結果、当期純利益は1,169億円となった。

## 令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

### 1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	610	610	-	0.0
(2) 産業投資	100	100	-	0.0
うち 出 資	100	100	-	0.0
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	200	200	-	0.0
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	-	-	-	-
うち 外貨借入金	200	200	-	0.0
合 計	910	910	-	0.0

### 2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高 (見込)	令和2年度末 残高 (見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1) 財政融資	1,220	610	610	100.0
(2) 産業投資	1,633	1,533	100	6.5
うち 出 資	1,633	1,533	100	6.5
うち 融 資	-	-	-	-
(3) 政府保証	400	200	200	100.0
うち 国内債	-	-	-	-
うち 外 債	-	-	-	-
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	3,253	2,343	910	38.8

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,000	1,000	-
(内訳)	輸出	380	380	-
	プラント	380	380	-
	船舶	-	-	-
	輸入・投資	550	550	-
	資源開発	50	50	-
	一般投資	500	500	-
	事業開発等	20	20	-
	出資	50	50	-

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,000	1,000	-
(財源)	財政投融资	910	910	-
	財政融資	610	610	-
	産業投資	100	100	-
	政府保証	200	200	-
	自己資金等	90	90	-
	貸付回収金	11	0	11
	その他	79	90	△ 11

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に關与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(1) JBIC法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

(2) 特別業務は、「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月公表）等の政府の施策を踏まえ、我が国の民間企業等に蓄積された優れた技術、知識及び経験を活用しつつ、新興国をはじめとした世界全体の膨大な社会資本整備に係る投資需要に十分応えていくため、JBIC法を改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月公布））し追加された。

(3) 当行は、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間だけでは担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクの緩和を求めるといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている上、インフラ分野における我が国企業の海外展開などの支援に際し、更なるリスクテイクを行いつつ、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

### <対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

(1) 特別業務の対象事業は、重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を

目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るもののうち海外における社会資本の整備に関する事業に限定している。

(2) 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に行うための事業規模を出融資計画に反映している。具体的には、更なるリスクテイクを行いつつ「質の高いインフラ投資」を始めとしたインフラ分野における我が国企業の海外展開支援等を実施する。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和元年度の当行特別業務勘定における財政投融資は1,516億円（うち財政融資資金893億円）を予定していたが、対象プロジェクトの進捗の遅れ等により、財政投融資1,093億円の運用残を計上した。

令和3年度の事業規模については、当行を含む政府機関を通じたリスクマネーの供給拡大を掲げる「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）の推進を織り込む「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」及び「インフラシステム輸出戦略（令和2年度改訂版）」・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等の政府方針を踏まえた果敢な対応を適時適切に行いつつ、信用補完その他の措置も通じ、民間資金等の多様な資金を動員することも勘案し、1,000億円（そのほか保証196億円を計画）としている。

令和3年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模に対して、令和元年度における財政投融資の運用残の背景を踏まえた上で、自助努力による資金調達として円貨余裕金の一部を活用することを想定し、910億円（令和2年度当初計画比同額）を財政投融資として要求する。このうち、産業投資は、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」においてリスクマネーの供給拡大を可能とするよう十分な財務基盤を確保するとされているところ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、100億円（令和2年度当初計画比同額）を要求する。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	29年度	30年度	令和元年度
運用残額	2,515億円	1,223億円	1,093億円
運用残率	83.8%	100.0%	72.1%

#### <その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

# 産業投資について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

(事業名：特別業務勘定)

## 1. 産投事業の内容

### (1) 具体的な事業内容

海外での社会資本の整備に関する事業において、我が国企業の事業展開を一層後押しする観点から、更なるリスクテイクを通じ、出融資保証を実施していく。

### (2) 必要とする金額の考え方

特別業務を通じたリスクマネー供給強化に対するニーズは高く、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」においてリスクマネーの供給拡大を可能とするよう十分な財務基盤を確保するとされているところ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、令和3年度においては100億円の産投出資を要求する。

### (3) 見込まれる収益

特別業務指針の二(3)②及び同(5)に基づき、公的機関としてのステータスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

### (4) 民間資金の動員の蓋然性

特別業務については、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

## 2. リスク管理体制

個別与信決定においては、与信担当部門（営業部門）及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部

署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

特別業務においては、上記体制を基本としつつ、特別業務の対象事業の性質を踏まえ、社外の有識者及び社外取締役で構成されるリスク・アドバイザー委員会において特別業務勘定に係るリスク管理態勢について助言を受けながら、適切にリスク管理を行っている。



# 政府保証について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

## 1. 政府保証の考え方

### (1) 政府保証国内債

該当なし。

### (2) 政府保証外債

該当なし。

### (3) 政府保証外貨借入金

特別業務では、米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されている海外インフラ事業を対象としており、当行が現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月公布））により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

## 2. 必要とする金額の考え方

### (1) 政府保証国内債

該当なし。

### (2) 政府保証外債

該当なし。

### (3) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」では、サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築や、質の高いインフラ投資等を通じた環境・地球規模問題への貢献等が掲げられており、当行は、これに十分応えていくため、特別業務も活用しながら必要な支援を行っていく方針。これらの支援に必要な原資の確保に加え、特に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」ではリスクマネーの供給拡大を可能とするよう十分な財務基盤を確保するとされていることから、特別業務勘定におけるリスクバッファーとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するべく、特別業務勘定として財政融資資金610億円、産投出資100億円、政府保証外貨借入金200億円からなる財政投融資を計910億円要求している。

### 【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（抄）

#### 第3章 「新たな日常」の実現

#### 5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

#### (3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築

感染症の拡大の影響により脆弱性が顕在化したことを踏まえ、生産拠点の集中度が高いもの等について、国内外でサプライチェーンの多元化・強靱化を進める。さらに、価値観を共有する国々との物資の融通のための経済安全保障のルールづくりを進める。道路や港湾など生産性向上等に直結する社会資本の重点的な整備に加え、航空や鉄道などの必要な輸送能力の確保を図るとともに、データ、新技術も活用した物流の効率性・安全性の向上に資する取組を加速する。グローバル・サプライチェーンの強靱化の観点から、エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保や、企業間連携を含め海運・造船業などの海事産業の競争力強化に官民を挙げて取り組む。

#### (4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

今回の感染症拡大を機に、我が国として、官民が連携して国内外でSDGs推進の機運を醸成し、国際ルールづくりを主導し、イノベーションや関連投資・事業を強化する。

今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とすべく、人間の安全保障の理念に基づき、具体的な取組を加速する。特に、質の高いインフラ、環境・気候変動・エネルギー、保健といった分野で関連する取組や投資を強化し、世界をリードする。女性、防災、教育、デジタル化及び水循環といった分野でも、SDGsの取組を進める。

パリ協定に基づく長期戦略に基づき、改定予定の地球温暖化対策計画を踏ま

え、環境と成長の好循環を実現するため、水素等の脱炭素化の取組を推進する。特に、「革新的環境イノベーション戦略」に基づき研究開発や投資を促進し、産業革命以来増加を続けてきた二酸化炭素を減少へと転じさせる「ビヨンド・ゼロ」を目指す。グリーンボンドの発行等を含め、ESG投資を推進する。脱炭素化という国際的な責任を果たすため、徹底した省エネルギーの推進と併せ、再生可能エネルギーについて、主力電源化を目指し、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す。必要な送配電・電源投資を着実に実施し、コスト効率化や、分散型エネルギーシステムなど真の地産地消にも取り組むよう促す。安全最優先の原発再稼働を進めるとともに実効性ある原子力規制や原子力防災体制の構築を着実に推進する。安全性等に優れた炉の追求など将来に向けた研究開発等を推進する。

## 「成長戦略フォローアップ」(抄)

### 6. 個別分野の取組

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) エネルギー・環境

##### ④ ビジネス主導の国際展開、国際協力

・パリ協定に基づく二国間クレジット制度(JCM)の活用、相手国の制度構築支援等により、脱炭素・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野等の環境インフラの国際展開を推進する。

##### x) 海外の成長市場の取り込み

##### ② 日本企業の国際展開支援

##### ア) インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略(令和2年度改訂版)」(令和2年7月9日経協インフラ戦略会議決定)の重点施策を官民一体で推進するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」等の外交上の取組への対応、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた社会変革の可能性も踏まえながら、今後の中長期的なインフラ海外展開を見据えて、急速に変化するビジネスモデルへの対応力を強化するため、新しい戦略を2020年内に決定する。

##### (「質の高いインフラ」の普及・実践)

- ・開放性、透明性、経済性、債務持続可能性等を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践のため、公的金融機関・国際開発金融機関等を通じた質の高い案件の組成、債務管理能力等の構築、ライフサイクルコストの評価指標の普及、ガバナンス面等の透明性及び持続可能性を重視する取組を前進させる。
- ・トップセールスや在外公館の活用等に加え、要人訪日の機会も活用し、相手国の「質の高いインフラ」への理解を促進する。

##### (新しいビジネスモデルにおける競争力と対応力の強化)

- ・デジタル技術等の最先端技術を活用したスマート化の急速な進展を見据えて、スマートシティ等の海外展開を促進し、国内外の実証・調査やSociety 5.0の成果等の活用を通じて、モビリティ、公共安全、エネルギー、環境、防災、医療・ヘルスケアなどの分野で我が国の課題解決力を活用し、ESG投資を呼び込み、SDGs等の達成に貢献する。
- ・デジタル技術活用の基盤となる5Gとそれを支える光海底ケーブル等について、安全・安心に配慮しつつ、国内実用の成果の海外展開に官民で取り組む。

- ・ PPPについて、相手国の制度・課題の調査と国内の知見活用を通じて、現地における制度構築や発注支援、リスクの軽減、採算性確保に資する事業スキーム、資金支援を積極的に提案し、我が国企業の参入促進を図る。
- ・ 分野別タスクフォースを含む関係省庁・機関・企業間の連携強化により、分野横断的的案件等の形成推進や提案力強化を図る。
- ・ 我が国企業と現地パートナーとの連携と円滑な共同事業運営を促進するため、公的金融、官民ファンド、オープン・イノベーション促進税制等の活用によるM&Aのほか、人材育成を強化する。また、スタートアップ企業を含めたビジネス参入機会の拡大を図るため、独立行政法人等の活用や、パートナー国の公的機関や国際開発金融機関との連携を推進する。
- ・ 民間資金の一層の動員の観点から、迅速な支援決定やリスクテイクの更なる柔軟化、透明性と予見可能性をもった迅速な審査プロセスの確立に向けた運用の見直し・改善、支援対象の充実及び組織体制強化等、公的金融や官民ファンドの支援の見直しを行う。また、現地のニーズに応えた案件の形成や継続的関与を推進するため、技術移転や人材育成とのパッケージ化に取り組む。
- ・ 相手国における法制度・規制の整備や、防災やデジタル技術等、我が国が優位な分野や将来性ある分野の国際標準の普及等を戦略的に推進する。

(※) 「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」では、上記の「成長戦略フォローアップ」に記載された項目に係る実行計画を記載。

## 財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

### 1. 政策的必要性

世界のインフラ需要に日本の官民の力を総動員して対応し、我が国のインフラ開発の特長であるライフサイクルコストの抑制や環境・防災等への配慮、現地人材の育成等につながる「質の高いインフラ投資」を現地の官民とも協力して実現していくといった政策目的達成のためには、公的資金に加え、民間部門の資金・ノウハウの動員により、「質・量」の双方を追求する必要がある。

具体的には、当行が公的機関としてのステイタスを活用し、①民間では取得困難な情報の収集・分析や、②受入国政府との関係強化や国際機関等との連携による法律制度変更・接收リスクの緩和等、民間のみでは対応困難なリスクコントロール策を実施することで、インフラ分野における我が国企業の海外展開を促進することが期待されている。また、当行が中心となって長期・外貨建のリスクマネーを供給することで、民間金融機関参画の呼び水となり、更なる民間資金の動員が可能となる。

### 2. 民業補完性

特別業務を含む当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されており、民業補完に徹していく方針に変わりはない。また、世界のインフラ投資需要に「質・量」の双方の観点から応えていくため、特別業務についても、民間部門の資金・ノウハウの動員を図っていく。

### 3. 有効性

効果的かつ効率的に業務を行うことができるよう中期経営計画及び中期経営計画に基づく事業運営計画を定め、その達成状況について、社外取締役及び外部委員により構成される経営諮問・評価委員会による評価を受けることによって、中期目標と年度目標の評価を行う体制を整備している。

### 4. その他

「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールが可能な案件を対象とし、長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益可能性を見込む。

## 元年度決算に対する評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

### 1. 決算についての総合的な評価

#### (1) 概況

令和元年度は146百万円の当期純損失となった。なお、同年度の剰余金の額が零を下回ったことから、JBIC法第31条に基づき、国庫納付は実施していない。

#### (2) 残高状況

- ① 令和元年度末の貸出金残高は、外貨貸付及び円貨貸付の増加等により、前年度末比14,040百万円増の19,386百万円となった。
- ② 令和元年度は財政融資資金借入金等の借入を行わなかったため、同年度末の借入金残高はなし。
- ③ 令和元年度は社債の発行を行わなかったため、同年度末の社債残高はなし。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

令和元年度末の資産の部残高は、現金預け金の増加等により、前年度末比42,317百万円増の292,905百万円となった。また、負債の部残高は、その他負債の増加等により、前年度末比1,366百万円増の1,687百万円となった。純資産の部残高は、前年度末比40,950百万円増の291,218百万円となった。

#### (2) 費用・収益の状況

令和元年度の損益状況については、580百万円の経常収益、725百万円の経常費用を計上した結果、146百万円の当期純損失となった。